

(平成24年6月13日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認長崎地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間③について、D船(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)による改正前の船員保険法(以下「旧船員保険法」という。))第34条第1項第2号イ、ロ、ハ以外の漁船)に乗り組む船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年8月10日から32年8月7日まで  
② 昭和36年2月17日から同年9月4日まで  
③ 昭和47年7月1日から48年5月15日まで

私は、申立期間①において、A社のB丸に乗船していたのに、船員保険ではなく、厚生年金保険の被保険者となっていることに納得できないので、当該期間に係る年金記録確認の申立てを3回行ったが、いずれも認められなかった。

しかし、B丸に転船した後の雇入日は昭和31年8月6日であることが船員手帳の写しにより証明されている上、前回までの申立てにおいて氏名を挙げた同僚二人の証言についても正しい判断がなされていない。

また、私は、申立期間②において、E社F支社のG丸に乗船していたのに、船員保険被保険者記録が確認できないことから、当該期間に係る年金記録確認の申立てを3回行ったが、いずれも認められなかった。

しかし、何回説明しても、私がG丸に乗船していたことが確認できる乗船履歴証明書、国土交通省の担当者名で発行された事務連絡文書、私が当該期間において入院したという姉の証言及び手術したことが確認できる船員手帳の健康証明書欄の記載内容について、正しい判断がなされていない。

さらに、私は、申立期間③において、船舶所有者「H」のI丸に乗船

していたのに、船員保険の記録によると、当該期間がC船（旧船員保険法第34条第1項第2号イ、ロ、ハの漁船で運搬船を含む。）に係る期間となっていたため、年金記録確認の申立てを行ったが、認められなかった。

しかし、I丸が漁船であったことは、当時の資料及び事業主の証言から確認できることから、当該事業主から運搬船として誤った届出があったとしても、漁船の船員として保険料が控除されていたと認めてもいいのではないかと思うし、第三者委員会の判断基準から考えても、漁船としての変更手続が行われていないことを理由に第三者委員会が救済できないと回答することは理解できない。

したがって、再調査の上、申立期間①を厚生年金保険被保険者期間ではなく船員保険被保険者期間として、申立期間②を船員保険被保険者期間として、申立期間③をC船ではなくD船に乗り組んでいた船員保険被保険者期間として、それぞれ認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 昭和31年3月22日から32年8月7日までの期間（以下「前回申立期間①」という。）に係る申立てについては、A社に係る厚生年金保険又は船員保険被保険者記録が確認できる複数の者（申立人が覚えている同僚を含む。）に事情を聴取しても、申立人がB丸の船員として勤務していた期間を特定できない上、当該船舶に乗船していた全ての船員が船員保険に加入していた事実をうかがわせる回答を得ることはできなかったほか、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者の回答により、同社は何らかの事情により本船に乗っていた船員を含む一部の船員を厚生年金保険に加入させていた可能性がうかがえることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年4月28日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、B丸と一緒に乗船していたとする同僚の氏名を新たに挙げるとともに、前回申立期間①を含む期間に係るその者の船員手帳の写しを提出し、2回目の申立てを行っているが、当該同僚に事情を聴取しても、申立人が当該船舶に乗船していた期間を特定できず、事業主による船員保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることができなかったことなどから、平成23年1月27日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、その後、申立人は、前回申立期間①において、船員保険料が控除されていたこと等を証する同僚の文書を提出し、3回目の申立てを行っているが、当該事実を確認できる関連資料は無い一方、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の当該事業所に

係る厚生年金保険被保険者記録が記載されている厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる「旧台帳」）により確認できる記録は、オンライン記録と同じ厚生年金保険に係る記録となっており、当該事業所に係る船員保険被保険者名簿において、前回申立期間①及びその前後の期間に申立人の氏名は確認できず、年金記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらないほか、B丸に乗船していたとする者の中には、乗船期間の一部が厚生年金保険被保険者期間となっている者もあり、事業主が乗船の実態どおりに厚生年金保険及び船員保険への加入手続を行っていなかった可能性があることなどから、平成23年12月1日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「書換え後の船員手帳に、『新交付 31. 8. 6』との記載があるので、B丸に転船した後の雇入日は、昭和31年8月6日であることが証明されている。」として、当該船員手帳を提出するとともに、前回までの申立てにおいて氏名を挙げた同僚二人の証言について正しい判断がなされていないとして、4回目の申立てを行っている。

しかし、船員法施行規則において、船員手帳の有効期限は、原則、交付を受けたときから10年間とされている上、J運輸局K運輸支局の担当者は、「昭和43年当時、船員手帳の書換えについて、10年の有効期限を過ぎていた場合、乗船中であれば、雇用関係が継続していることを確認した上で書き換えていたが、雇用関係が継続しておらず、有効期限から1か月以上過ぎていけば新規交付となった。」と述べているところ、i) 申立人が主張する最初の船員手帳の交付年月日（昭和31年8月6日）から申立人が提出した船員手帳の交付年月日（昭和43年8月19日）までの期間は約12年間となっており、有効期限の約2年後に船員手帳が交付された状態になっていること、ii) 申立人が、当該船員手帳の書換えの手続を行った際の担当者であったとする者は、「申立人の船員手帳に、私が『新交付 31. 8. 6』と記載したかもしれないが、何の資料を見て書いたのか分からない。有効期限から2年も過ぎて書き換えることは無いと思うが、記憶が曖昧になっている。」と述べていること、iii) 前述のJ運輸局K運輸支局の担当者は、当該船員手帳に「新交付 31. 8. 6」と記載されていることについて、「船員手帳にそのように書き加えることはできないと思う。」とも述べていることなどを踏まえると、当該船員手帳に「新交付 31. 8. 6」と記載されていること自体が不自然であり、かつ、当該船員手帳の記載によっても、申立人がB丸に乗船していた期間を特定することはできない。

また、申立人が氏名を挙げた同僚二人の証言については、前述のとおり、既に当委員会の審議において、これら二人の証言からは、申立人がB丸に乗船していた期間を特定できない上、前回申立期間①に係る船員

保険料が控除されていたことを確認できないとされており、今回、申立人が正しい判断をするように求めているものの、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②に係る申立てについては、申立人から提出された昭和 45 年に当時の運輸省船員局長が証明した乗船履歴証明書では申立人が当該期間に乗船していたことが確認できない上、当該期間において E 社に係る船員保険被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、いずれも申立人を覚えておらず、申立人が、当該期間において、同社に勤務していたことが特定できないほか、当該期間に係る船員保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることができなかつたことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 4 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、E 社の G 丸に乗船していたとき、病院に入院した際に看病した者（申立人の姉）及び当該船舶と一緒に乗っていた者を思い出したとして 2 回目の申立てを行っているが、申立人の姉は、「病院名までは覚えていないが、申立人は、昭和 36 年 6 月頃に入院したと思う。しかし、そのとき、申立人がどこの船に乗っていたのかは分からない。」としている上、申立人が新たに思い出したとする同僚の所在は不明であり、事情を聴取することができなかつたことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 1 月 27 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、申立人は、乗船履歴証明書の記載内容や姉の証言について正しい判断がなされていない上、同じ船に乗っていた者でなければ申立てに関して証言できないはずであると主張するほか、「国土交通省に照会したところ、私が申立期間②において乗船していた可能性があるとの見解を得た。」として、国土交通省の担当者名で発出された事務連絡文書に関係資料として提出し、3 回目の申立てを行っているが、当該事務連絡文書は、当時の記録が残っていないと断った上で、乗船履歴証明書に記載されている履歴のほかにも乗船履歴が存在する可能性について言及しているに過ぎず、申立人から提出された乗船履歴証明書の写しからは、申立人が申立期間②において、E 社の G 丸に乗船していたことが確認できない上、申立人の姉への再照会に対する回答及び昭和 43 年 8 月 27 日に医師の検査を受けた際の健康証明書の写しによっても、当該期間当時、申立人が船員保険による疾病給付を受けていたことまでは確認できないほか、当該期間当時の L 県の同社に係る船員保険被保険者名簿は、船舶

別に管理されていないため、G丸に乗船していた船員を特定できず、既に事情を聴取している複数の者からは、申立人と同じ船に乗っていたという証言が得られないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成23年12月1日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、何回説明しても、乗船履歴証明書、国土交通省の担当者名で発出された事務連絡文書、私が申立期間②において入院したという姉の証言及び手術をしたことが確認できる船員手帳の健康証明書欄の記載内容について、正しい判断がなされていないとして、4回目の申立てを行っている。

しかし、既に当委員会の審議において、これらの資料及び証言からは、申立人が申立期間②において、E社のG丸に乗船していたこと及び当該期間に係る船員保険料が控除されていたことを確認できないとされており、今回、申立人は、これらの資料及び証言について正しい判断をするように求めているものの、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

また、申立人は、「昭和36年6月頃、操業中に病気にかかり、約1か月半入院した後、すぐにG丸に戻って勤務した。」と主張しているが、申立期間②当時、E社F支社のM職を担当していたとする者は、「船上で病気になり下船したときは、雇止めにする。また、5月から6月頃に漁場から戻ってきた底曳船は、ドックに入り、修繕及び検査のため1か月から2か月間休漁する。」と述べていることから、申立人の主張どおりであれば、申立人は、病気により下船した時点で一旦雇止めとなっていたと考えられる上、復帰後すぐには乗船できなかった可能性がある。

なお、申立人から提出された船員手帳の健康証明書欄の記載内容を確認したところ、病気の手術時期が検査年月日により区々になっているなど、申立人が、病気にかかった時期を特定することは困難である。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として、申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 昭和47年6月10日から48年5月20日までの期間（以下「前回申立期間③」という。）に係る申立てについては、申立人から提出された船員手帳の写しなどの資料及び複数の同僚の証言により、申立人は前回申立期間③において、船舶所有者「N」のI丸に雇い入れられ、少なくとも当該期間の一部において、I丸は、漁船として操業していたものと推認できるものの、i) オンライン記録等において、「N」は船員保険を適用される船舶所有者であったことが確認できない一方、既に確認されている申立人の船員保険被保険者記録（昭和47年7月1日から48年

5月15日まで)の船舶所有者「H」に係る船舶所有者別被保険者名簿において、最初に確認できる被保険者の資格取得日は、申立人の資格取得日と同日である上、船舶所有者名簿において、船舶所有者「H」は47年7月1日に船員保険を適用されていることが確認できることから、申立人が雇い入れられた同年6月10日時点では船員保険を適用されていなかったものと推認できること、ii) 前回申立期間③の一部において、船舶所有者「H」に係る船員保険被保険者記録が確認できる者で、I丸に乗船していたとする者から提出された船員手帳の写しによると、この者の雇入日及び雇止日と、船員保険被保険者資格取得日及び資格喪失日は異なっていることから、当該船舶所有者は、必ずしも雇い入れ及び雇い止めと同時に船員保険に係る手続を行っていたわけではなかった可能性があること、iii) 当時の船員保険法において、被保険者の種別の変更は、都道府県知事の確認によりその効力を生じることとされていたところ、船舶所有者「H」は、「I丸は運搬船として購入した後、改造して漁船として操業を行っていた。船員保険の届出については、当初は運搬船として届け出たと思うが、その後、船の種別を変更する手続をした記憶は無い。」と述べている上、当該船舶所有者に係る被保険者名簿によると、記号欄には「\*」、概況欄には「鮮魚運搬船」と記載されており、船舶の種別を変更した旨届け出た事跡は確認できないこと、iv) 申立人から提出された給与明細書により確認できる保険料控除額は、船舶所有者「H」に係る被保険者名簿における申立人の標準報酬月額に見合う船員保険料の被保険者負担分の5か月分の合計額と一致するが、当時の船員保険法において、船舶の種別による保険料率の差異は設けられていない上、船舶所有者「H」が船舶の種別を変更する届出を行ったことが確認できないことから、当該保険料がD船の船員に係る保険料として控除されていたとまでは判断できないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成23年12月1日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、I丸が漁船であったことは、当時の資料及び事業主の証言から確認できることから、当該事業主から運搬船として誤った届出があったとしても、漁船の船員として保険料が控除されていたと認めてもいいのではないかと思うし、第三者委員会の判断基準から考えても、漁船としての変更手続が行われていないことを理由に第三者委員会が救済できない旨回答することは理解できないとして、再度申し立てている。

しかし、既に当委員会の審議において、前回申立期間③については、申立人に係る船員保険被保険者記録が確認でき、当該記録上の船舶所有者「H」からはC船としての届出及び保険料納付があったと認められるところ、船舶の種別による保険料率の差が無いことから、申立人の船員

保険料について誤った額で控除及び納付されたわけではない上、当該船舶所有者の証言及び当該船舶所有者に係る船舶所有者別被保険者名簿により、当該船舶所有者は、社会保険事務所（当時）に対し、船舶の種別を変更する届出を行っていないと考えられることから、申立人が前回申立期間③において、D船に乗り組む船員保険被保険者として、船員保険料を給与から控除されていたとまでは判断できないとされており、今回、申立人が主張していることについては、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人がD船に乗り組む船員保険被保険者として、申立期間③に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 6 月から同年 12 月 1 日まで

私は、A社のB営業所において、昭和 62 年 6 月からC職として勤務していたが、厚生年金保険の記録を確認したところ、同社に係る厚生年金保険被保険者期間が同年 12 月 1 日から 63 年 1 月 1 日までとなっており、申立期間の記録が無かった。

昭和 62 年 6 月から半年間勤務していたのに、厚生年金保険の記録が 1 か月しか無いことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された昭和 62 年度D手当支給調書の写しによると、申立人は、昭和 62 年 6 月 4 日に同社に入社し、勤続 6 か月として査定が行われていることが確認できることから、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたものと推認できる。

しかし、申立期間及びその前後の期間において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた複数の者は、申立期間当時、試用期間又は臨時の雇用期間があった旨述べているところ、申立期間において同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得している者で前述の支給調書の写しにより氏名が確認できる複数の者の入社年月日と被保険者資格取得日は、いずれも一致していないことから、申立期間当時、同社は、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかった状況がうかがえる。

また、A社は、「提出した賞与の査定表以外の資料は残っていないため、申立てどおりの届出、保険料の控除及び納付を行ったかどうかについては

不明である。」と回答している上、前述の支給調書の写しにより氏名が確認できる者で、申立期間当時、同社のE業務を担当していたとする者は、「E業務は、本社一括で行っていたが、臨時の雇用や試用期間については営業所のF職が決めることなので、私には分からない。私は、営業所から送られてくる資料がそろった時点で加入手続をしていた。」と述べている。

さらに、前述のE業務担当者が申立期間当時のA社B営業所のF職として名前を挙げた者は、所在不明のため事情を聴取できず、前述の事情を聴取できた複数の者（申立人と同じB営業所のC職であったとする者を含む。）からも、申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。